

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年8月1日

**【会社名】** 株式会社S J I

**【英訳名】** S J I I n c .

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼社長 李 堅

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区東品川四丁目12番8号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社S J I 中部事業部  
( 名古屋市中区栄二丁目9番3号 )  
株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町2番1号 )

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長である李堅は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社、連結子会社、持分法適用関連会社の合計25社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社11社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲から除外しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当事業年度計画の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当事業年度計画の連結売上高の概ね2/3に達している当社及び連結子会社4社を「重要な事業拠点」に選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社の連結子会社である中訊軟件集団股? 有限公司(SinoCom Software Group Ltd.)における多額の金銭貸付に関連して、当社において社内調査委員会を設置し調査した結果、当社および連結子会社が行った多額の金銭貸借について当社社内規程に定める当社取締役会による事前承認手続きないし報告が一部において適切に行われていないことが判明しました。これをうけて、当社および重要な連結子会社について調査したところ、当社における多額の投融資について取締役会への事前承認手続きないし報告が財務経理部門から適切に行われなかった事案が散見されることが判明しました。これらは、連結子会社における多額の投融資について海外事業統轄部門および財務経理部門によるモニタリングが必ずしも適切に行われていなかったこと、取締役会への事前承認手続きないし報告が適切に行われなかったこと、それらに対して取締役会による牽制機能が十分に働かなかったこと、統制活動の未成熟やコンプライアンス教育等の不徹底によるものであります。

また、連結子会社の債権について見直しを行ったところ、一部の債権について貸倒引当金が十分でないことが判明しました。これらは、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を十分に保持していなかったこと、それに伴い貸倒引当金を合理的に算定することが適時に実施できなかったことによるものです。

よって、当社の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

以上の本件に係る内部統制の不備の特定は当事業年度末日以降になったことから、当事業年度末日までに是正措置が完了できなかったものです。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因した貸倒引当金等の見直し措置等は完了しており、平成25年3月期の連結財務諸表および財務諸表に与える影響はありません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、以下の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに係る運用強化に着手しています。

### (1) 組織構造・業務分担の見直し

親会社における連結子会社の事業管理体制およびグループ財務管理体制の見直しにより、連結子会社の管理部門との連携の緊密強化

### (2) 相互牽制力の強化

財務会計および内部統制の知見を有する社外取締役の選任および内部監査部門の財務経験者の増強による財務面での牽制強化

### (3) 責任者・責任部門を明確にした組織運営

CFO（最高財務責任者）を任命し財務責任者を明確化。また各連結子会社の管理監督責任者を明確にした運用につき改めて周知徹底

### (4) モニタリング能力の強化

財務部門における連結子会社情報の直接管理の強化充実および連結子会社における親会社取締役会事前承認・報告事項に係る手続きの見直しによるモニタリングの一層の強化

### (5) 情報の伝達能力の強化

取締役会議案・報告内容の在り方の見直し、および取締役会議案審議機関である経営会議の在り方の

見直し。また、財務部門によるSJI単体およびSJグループの財務活動状況の経営会議および取締役会への報告内容の充実

(6) リスク評価と対応能力の強化

戦略的経営判断の意思決定プロセスにおける適切なリスク評価と高精度の影響評価の体制・仕組みへの見直し

(7) 企業風土の改善と役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス研修の継続実施と抵触行為への厳正な対応

(8) 会計上の見積りの客観的な実施過程の確保

連結決算処理での貸倒引当金の評価基準適用の厳格化

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし